

大学教職課程履修要項(中高免・栄教免の課程)

本要項は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、下記の教員免許状を取得するために必要な事項を定めるものである。教員免許状を得ようとする学生は、希望する免許状の種類に応じて、所定の科目を修得しなければならない。

1 取得できる免許状の種類と免許教科

学部学科	免許状の種類	免許教科	免許の略称
環境園芸学部環境園芸学科 健康栄養学部食品開発科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科 農業	中一種免(理科) 高一種免(理科) 高一種免(農業)
健康栄養学部管理栄養学科	栄養教諭一種免許状		栄教一種免

2 免許状を取得するための基礎資格

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 教育職員免許法第5条第1項に該当しないこと

3 教職課程履修資格

本教職課程を受講するには、教職課程履修資格を得なければならない。教職課程開講科目は、本資格所持学生のみを受講を制限することができる。本資格は、受講状況などに伴い停止・無効とすることがある。なお、資格審査および停止・無効の判定は、別途定める教職課程資格審査規定に基づき行う。

4 履修すべき科目

(1) 履修すべき単位数の指定

教員免許取得において履修すべき最低単位数を次の表に定める。

学 科	環境園芸学科・食品開発科学科			管理栄養学科	備考
	免許状	中一種免 (理科)	高一種免 (理科)	高一種免 (農業)	
科目名					
第66条の6に定める科目	8				
本学教職課程で定める科目	2				
教科及び教科の指導法に関する科目 栄養教育に関する科目	28	24	24	4	注1 注2
大学が独自に設定する科目	4	12	12	-	注3
教 職 に 関 す る 科 目	31	27	27	25	注4

注1 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許法施行規則第4条・第5条の各表第2欄で指定する科目であり、環境園芸学科・食品開発科学科が対象となる。なお、高一種免(理科・農業)は、各免許状について指定単位数を履修すること。

注2 「栄養教育に関する科目」は、免許法施行規則第10条表第2欄で指定する科目であり、管

理栄養学科が対象となる。

注3 「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則第4条・第5条・の各表第6欄で指定する科目であり、環境園芸学科・食品開発科学科が対象となる。

注4 「教職に関する科目」は、免許法施行規則第4条・第5条・第10条の各表第3欄から第5欄に規定する科目であり、環境園芸学科・食品開発科学科・管理栄養学科が対象となる。

(2) 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、免許状の種類ごとに次表により修得すること。

免許法施行規則に定める科目名及び単位数		環境園芸学部		健康栄養学部	
科目	単位数	本学における授業科目	履修方法	本学における授業科目	履修方法
日本国憲法	2	日本国憲法	必修	日本国憲法	必修
体育	2	体育実技	必修	スポーツプログラム 生涯スポーツ	必修 必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ	1科目 選択必修	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英会話Ⅰ 英会話Ⅱ フランス語	1科目 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理論Ⅰ 情報処理論Ⅱ	1科目 選択必修	情報処理論Ⅰ 情報処理論Ⅱ	1科目 選択必修

※「7. 履修上の留意点」の(1)に留意すること。

(3) 本学が独自に定める科目

本学の独自科目として以下の科目を指定する。

本学教職課程で定める科目			
授業科目	単位数	対象学部	履修方法
哲学	2	環境園芸学部・健康栄養学部	必修

(4) 「教科及び教科の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」(環境園芸学科・食品開発科学科)及び「栄養教育に関する科目」(管理栄養学科)の履修方法

① 中一種免(理科)

環境園芸学科は別表1・食品開発科学科は別表3の科目一覧から「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・理科Ⅰ」「中等教科教育法・理科Ⅱ」8単位の計28単位を必修科目として履修する。「教科に関する専門的事項」の選択科目から4単位選択して履修する。

② 高一種免(理科)

環境園芸学科は別表1・食品開発科学科は別表3の科目一覧から「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・理科Ⅰ」4単位の計24単位を必修科目として履修する。選択科目(「中等教科教育法・理科Ⅱ」も含む)から12単位選択して履修する。

③ 高一種免（農業）

環境園芸学科は別表2・食品開発科学科は別表4の科目一覧から「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・農業」4単位の計24単位を必修科目として履修する。「教科に関する専門的事項」の選択科目から12単位選択して履修する。

④ 栄教一種免

別表5の「学校食教育論」を履修すること。

⑤ 「大学が独自に設定する科目」の履修における注意点

上記①～⑤に規定する選択科目は、「大学が独自に設定する科目」としての単位認定となることに注意すること。また、本課程では教科専門性確保の観点から教育職員免許法別表第1に規定する「大学が独自に設定する科目」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」より教育職員免許法施行規則第4条及び第5条で定める単位数を履修する。

(5) 教職に関する科目（免許法施行規則第4条・第5条・第10条の各表第3欄から第5欄に規定する科目）の履修

下記に規定する別表で指定されている科目を履修すること。なお、教育実習については別途定める。

① 環境園芸学科 別表6

② 食品開発科学科 別表7

③ 管理栄養学科 別表8

④ 注意事項

「道徳の理論と指導法」は、高一種免（農業）の免許状取得単位としては認定されないので注意すること。

(6) 受講の制限

下記に定める科目は教職課程履修資格取得者しか受講できない。

① 別表1～4の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に該当する科目

② 別表5～8の掲載科目内、2年次以降に開講する全科目

5 教育実習の履修規定

(1) 教育実習の受講

希望する校種教科の教育実習を必修とする。ただし、中一種免及び高一種免を取得する場合は、中学校教育実習を必修とする。

(2) 教育実習の実施校・時期・期間

教育実習は、本学の指定した実習校において4年次に実施する。その期間は、中学校実習は3週間、高校実習は2週間、栄養教育実習は1週間とする。

(3) 教育実習の履修資格

4年次の教育実習履修に際しては、次の事項を履修要件とする。

① 本学の4年生である者

② 専門教育科目60単位以上を修得した者

③ 4年次開講科目を除いた教職課程開講科目を相当程度履修している者

④ 上記3項目に加えて、校種・教科に応じて下記の事項を履修していることを条件とする。

(ア) 中一種免（理科）「中等教科教育法・理科Ⅰ」及び「中等教科教育法・理科Ⅱ」を履修し、介護等体験を受講済み若しくは年度内に受講見込みであること（注：介護等体験の免除対象者を除く）。

(イ) 高一種免（理科）「中等教科教育法・理科Ⅰ」を履修していること。

(ウ) 高一種免（農業）「中等教科教育法・農業科」及び「職業指導」を履修していること。

(エ) 栄教一種免「学校食教育論」の単位を修得した者。

6 介護等体験の履修規定（環境園芸学科・食品開発科学科）

(1) 介護等体験の受講施設・時期・期間・免除

中一種免を取得しようとする者は、3年次以降に本学指定の施設等において7日間の介護体験実習を受けなければならない。ただし、介護等体験免除対象者は、介護等体験を免除することができる。

(2) 介護等体験の履修資格

介護等体験の履修資格は下記の通りとする。

- ① 3年生以上の者
- ② 「教職概論」「教育学概論」「教育心理学」及び「特別支援教育」の単位を修得した者

7 履修上の留意点

- (1) 本規定は、教員免許状取得に関する規定である。選択科目の中には、卒業・他資格において必修科目となっている場合がある。これらについては、大学履修規則や該当資格の取得規定に従うこと。
- (2) 編入生など他大学における教職課程の受講経験がある新生は、本学における単位認定を行ったうえで本規定に基づいて教職課程を受講する。この場合の教職課程受講資格の審査などは別途規定を設ける。
- (3) 科目等履修生の受講は、別途規定を設ける。

環境園芸学部環境園芸学科

教科及び教科の指導法に関する科目（理科）

免許状の種類	科目区分	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	単位数		開講年次		備考	
				必修	選択	年次	時期		
中一種免 (理科) 高一種免 (理科)	教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	物理学の基礎	2		1	前期	1. 中一種免(理科)の履修は次の通りとする。 「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位、 「中等教科教育法・理科I」 「中等教科教育法・理科II」 8単位の計28単位を必修科目として履修する。選択科目から4単位選択して履修する。 2. 高一種免(理科)の履修は次の通りとする。 「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・理科I」 4単位の計24単位を必修科目として履修する。選択科目(「中等教科教育法・理科II」も含む)から12単位選択して履修すること。 3. 選択科目の中には、学科専門教育などで必修となっている科目もあり注意すること。	
			物理学の世界	2		1	後期		
		化学	農業機械学		2		3		前期
			化学概論 I	2		1	前期		
		生物学	化学概論 II	2		1	後期		
			植物生理・生化学		2	2	前期		
			農薬科学		2	2	前期		
			生命科学	2		1	前期		
			植物学	2		1	後期		
			微生物学		2	1	前期		
			植物資源科学		2	1	後期		
			昆虫学		2	2	前期		
			バイオトープ論		2	2	前期		
			水辺環境論		2	2	後期		
		地学	遺伝子工生物学		2	2	2		後期
			動物生態学		2	2	3		前期
			動物分類学		2	2	2		後期
			動物生理学		2	2	3		後期
		地学	地学の基礎	2		1	前期		
			地学の世界	2		1	後期		
緑化工学			2	3	前期				
環境調査及び再生論			2	3	前期				
		「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」	物理学実験	1		3	後期		
		「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」	化学実験	1		2	後期		
		「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」	生物学実験	1		2	前期		
		「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	地学実験	1		3	後期		
		小計		20	28				
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法・理科I	4		3	通年		
			中等教科教育法・理科II		4	3	通年		

環境園芸学部環境園芸学科

教科及び教科の指導法に関する科目（農業）

免許状の種類	科目区分	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	単位数		開講年次		備考
				必修	選択	年次	時期	
高一種免 (農業)	教科及び教科の指導法に関する科目	職業指導 農業の関係科目	職業指導	2		3	後期	1. 高一種免(農業)の履修は次の通りとする。「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・農業」4単位の計24単位を必修科目として履修する。選択科目から12単位選択して履修する。 2. 選択科目の中には、学科専門教育などでも必修となる科目も注意すること。
			環境保全型農業論	2		2	前期	
			造園植栽論	2		2	前期	
			農業政策論Ⅰ	2		2	前期	
			農薬政策論Ⅱ	2		2	前期	
			環境政策論Ⅲ	2		2	前期	
			造園学概論	2		2	後期	
			造園植物細胞工学概論	2		2	後期	
			造園植物細胞学概論	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅰ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅱ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅲ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅳ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅴ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅵ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅶ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅷ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅸ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅹ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅺ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅻ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅼ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅽ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅾ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習Ⅿ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅰ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅱ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅲ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅴ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅵ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅶ	2		2	後期	
			造園植物細胞学実習ⅷ	2		2	後期	
造園植物細胞学実習ⅸ	2		2	後期				
造園植物細胞学実習ⅹ	2		2	後期				
造園植物細胞学実習ⅺ	2		2	後期				
小計			20	52				
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法・農業	4		3	通年	

健康栄養学部食品開発科学科

教科及び教科の指導法に関する科目（理科）

免許状の種類	科目区分	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	単位数		開講年次		備考	
				必修	選択	年次	時期		
中一種免(理科) 高一種免(理科)	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物 理 学	物 理 学 I	2		1	前期	1. 中一種免(理科)の履修は次の通りとする。「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位、「中等教科教育法・理科I」「中等教科教育法・理科II」8単位の計28単位を必修科目として履修する。選択科目から4単位選択して履修する。 2. 高一種免(理科)の履修は次の通りとする。「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・理科I」4単位の計24単位を必修科目として履修する。選択科目(「中等教科教育法・理科II」も含む)から12単位選択して履修する。 3. 選択科目の中には、学科専門などで必修となっている科目も注意すること。	
			物 理 学 II	2		1	後期		
		化 学	化 学 概 論 I	2		1	前期		
			化 学 概 論 II	2		1	後期		
			有機化学総論		2	1	前期		
			食品分析学		2	1	後期		
			食品学 I		2	1	前期		
			食品学 II		2	2	前期		
			食品学 III		2	2	後期		
			食品機能学		2	2	後期		
		生 物 学	食品の官能評価・鑑別学		2	2	2		後期
			薬 理 学		2	2	2		前期
			生物学概論 I	2		1	前期		
			生物学概論 II	2		1	後期		
			生物化学 I		2	1	前期		
		地 学	生物化学 II		2	1	後期		
			微生物学		2	1	前期		
			地 学 I	2		1	前期		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	地 学 II	2		1	後期		
「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」	物 理 学 実 験		1		3	後期			
「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」	化 学 実 験		1		1	前期			
食 品 学 実 験 I				2	2	前期			
	食 品 学 実 験 II				2	後期			
「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」	生 物 学 実 験		1		1	後期			
「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	地 学 実 験		1		3	後期			
小 計				20	28				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			中等教科教育法・理科 I	4		3	通年		
			中等教科教育法・理科 II		4	3	通年		

健康栄養学部食品開発科学科

教科及び教科の指導法に関する科目（農業）

免許状の種類	科目区分	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	単位数		開講年次		備考
				必修	選択	年次	時期	
高一種免 (農業)	教科及び教科の指導法に関する専門的事項	職業指導	職業指導	2		3	前期	1. 高一種免(農業)の履修は次の通りとする。「教科に関する専門的事項」の必修科目20単位と「中等教科教育法・農業」4単位の計24単位を必修科目として履修する。選択科目から12単位選択して履修する。 2. 選択科目の中には、学科専門教育など必修となる科目も注意すること。
		農業の関係科目	食品開発科学概論	2		1	前期	
		食品衛生学Ⅰ	2		2	前期		
		食品衛生学Ⅱ	2		2	後期		
		栄養学Ⅰ	2		3	前期		
		栄養学Ⅱ	2		3	後期		
		環境全型農業論	2		1	後期		
		園芸療法論	2		1	後期		
		食品流通・消費論	2		2	後期		
		フードビジネス論	2		3	前期		
		フードコーディネイト論		2	2	前期		
		発酵醸造食品学		2	2	後期		
		調理学		2	1	後期		
		食品製造学		2	2	前期		
		健康食品概論		2	2	後期		
		産業環境管理論		2	2	後期		
		地域連携論		2	2	前期		
		食品開発演習Ⅰ		4	2	後期		
		農産物利用学		2	3	前期		
		食品衛生法及び関係法令		2	3	前期		
		公衆衛生学概論		2	3	後期		
		食品保蔵学		2	3	前期		
		畜産・水産製造学		2	3	後期		
		食品製造管理論		2	3	後期		
		食品企業論		2	3	後期		
		食品品質管理論		2	3	後期		
		食物アレルギー論		2	3	後期		
食品衛生学実験Ⅰ		2	3	前期				
食品衛生学実験Ⅱ		2	3	後期				
食品開発演習Ⅱ		4	3	前期				
食品開発演習Ⅲ		4	3	後期				
食品製造学外実習		2	3	前期				
	小計		20	50				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法・農業	4		3	通年		

健康栄養学部管理栄養学科

栄養に係る教育に関する科目

免許状 の種類	教科に関する科目							
	科目区分	免許法施行規則に 定める科目区分	本学における 授業科目	単位数		開講年次		備考
				必修	選択	年次	時期	
栄教一種免	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校食教育論	4		3	後期	必修科目4単位を修得すること。
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項								
食生活に関する歴史的及び文化的事項								
食に関する指導の方法に関する事項								

環境園芸学部環境園芸学科

教育の基礎的理解に関する科目等 (中一種免・高一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における授業科目	単位数		開講年次		備 考
科 目	各事項に含める必要事項		必修	選択	年次	時期	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2		1	後期	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2		1	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		2	前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		2	後期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		2	前期	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		3	後期	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論と指導法	2		3	前期	中学校免許希望者は必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		2	後期	
	特別活動の指導法	特別活動論	2		3	前期	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1		2	後期	
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		3	後期	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2		2	後期	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3	後期		
教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1		3~4	通年	
		中学校教育実習		4	4	通年	中学校免許希望者は必修
		高等学校教育実習		2	4	通年	
	学校体験活動						
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2		4	後期	

注1 中学校・高校免許希望者は、中学校教育実習を受講する(高等学校教育実習は読み替える)。

注2 教育実習校は、原則として本学指定の中学校、高等学校とする。

注3 教育実習期間は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は2週間、中学校教諭一種免許状を取得する場合は3週間とする。

健康栄養学部食品開発科学科

教育の基礎的理解に関する科目等 (中一種免・高一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	開講年次		備 考		
科 目	各事項に含める必要事項		必修	選択		年次	時期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2		1	後期	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2		1	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		2	前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		2	前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		2	後期	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		3	前期	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論と指導法	2		3	後期	中学校免許希望者は必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		2	後期	
	特別活動の指導法	特別活動論	2		3	前期	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	1		2	後期	
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	1		3	前期	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2		2	後期	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3	前期		
教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1		3~4	通年	
		中学校教育実習		4	4	通年	中学校免許希望者は必修
		高等学校教育実習	2		4	通年	
	学校体験活動						
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2		4	後期		

注1 中学校・高校免許希望者は、中学校教育実習を受講する(高等学校教育実習は読み替える)。

注2 教育実習校は、原則として本学指定の中学校、高等学校とする。

注3 教育実習期間は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は2週間、中学校教諭一種免許状を取得する場合は3週間とする。

健康栄養学部管理栄養学科

教育の基礎的理解に関する科目等 (栄教一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	開講年次		備 考		
科 目	各事項に含める必要事項		必修	選択		年次	時期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2		1	後期	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2		1	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		2	前期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		2	前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		2	後期	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		3	前期	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	学校教育における道徳指導法	1		3	後期	
		総合的な学習の理論と方法	1		2	後期	
		特別活動論	2		3	前期	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術	1		2	前期	
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		2	後期
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3	前期
教育実践に関する科目	栄養教育実習	事前・事後指導	1		4	通年前期	
		栄養教育実習	1		4		
	教職実践演習	教職実践演習(栄養教論)	2		4	後期	

注1 栄養教育実習校は、原則として本学指定の小学校、中学校とする。

注2 栄養教育実習期間は、1週間とする。